

植栽管理共通仕様

○樹木管理

- (1) 高木管理 樹勢等を観察し、枯損木や風倒木が発生した場合には伐採・剪定等を行う。
- (2) 中低木管理 樹勢等を観察し、樹形を整えるのに支障となる密生した枝や不必要な枝の選定や刈り込みを行う。
- (3) 中低木（仕立物） 樹形を整えるのに支障となる枯枝や支障木を剪定し、先端をそろえ全体の形を整える。
- (4) 生垣刈り込み 樹形を整えるのに支障となる枯枝や支障木を剪定し、上面をそろえ両面刈りを行う。
- (5) 施肥 樹勢等を観察し、必要に応じ施肥を行う。
- (6) 病虫害防除 病虫害の発生時期には点検を強化し、病虫害は発生した際には発生した病虫害の種類、特徴等を把握し、適切な薬剤の散布や発生枝の切除等を行う。
- (7) こも巻き マツ類に対して行い、害虫の捕殺を行う。
- (8) 除草・草刈 雑草の生育が盛んな時期に、既存植物を傷つけないように注意して、雑草の根から取り除く。
- (9) 灌水 主に夏期に、樹勢等を観察しつつ、適正に行う。また、植栽や移植をした直後の樹木などにも適切に行う。
- (10) 支柱結束直し 台風の時期にあわせ、点検及び作業を行う。

○芝生管理

- (1) 園内の芝生地については、別添芝生管理基準（別記④・ウ）に基づき作業を行う。

○園路管理

- (1) 除草・草刈 雑草の生育が盛んな時期に、既存植物を傷つけないように注意して、雑草の根から取り除く。

○清掃

- (1) 園路・広場・植込地を対象に、ゴミ、空き缶、吸い殻などをとりこぼしのないように集める。
- (2) 遊具周辺のゴミは事故の原因になりうるので、特に取りこぼしのないように注意する。
- (3) 収集したゴミは、可燃物・不燃物等の分別をし、適切に処理する。
- (4) 落ち葉、枯れ枝等については、園路部分を中心に清掃し、植込地内はできる限り還元する。